

「万博TDMパートナー登録制度」実施要領

1.目的

2025年4月13日(日)～10月13日(月)に大阪府の夢洲で開催される大阪・関西万博には多くの方の来場が見込まれており、会場周辺や大阪市内等の主要駅周辺へ、人流や物流の集中が想定されます。円滑な万博来場者輸送と都市活動の両立をめざすために、大阪府域において一般交通の抑制や分散、平準化の取組（※TDM）にご協力していただける企業・団体などを「万博TDMパートナー」として登録し、交通混雑の緩和の取組を図ることを目的とする。

※TDM（Transportation Demand Management）とは、

交通需要マネジメントの略で鉄道や道路利用者による交通発生源の調整や時間・経路の変更などの交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を行うことにより、交通混雑を緩和していく取組をいいます。

2.登録要件

下記の①～③までの全ての要件を満たす企業、団体及び個人事業主（以下、団体等という）を対象とします。

- ① 大阪府内に事業所・活動拠点等を有する団体等
- ② 大阪・関西万博開催期間にTDMの取組みにご協力いただける方
(TDM実施、取組み内容のアンケートへの回答等)
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する組織はないとともに公序良俗に反する団体等ではない方

3.登録方法

(1) 登録期間

2024年（令和6年）2月20日（火曜日）～2025年（令和7年）10月13日（月曜日）

(2) 登録方法

登録の際は、万博TDMパートナー登録制度専用ホームページより、「万博TDMパートナー登録制度」の登録フォームにアクセスいただき、必要事項を記入して参加してください。

<万博TDMパートナー登録制度 専用ホームページ>

<https://www.city.osaka.lg.jp/banpakusuishin/page/0000618137.html>

4.登録証の使用

- (1) 必要事項の登録により、登録証を後日、ご登録のメールアドレスまで送付させていただきます。
- (2) 登録証は、団体等での掲出、ホームページでのお知らせ及びプレスリリース等には使用可能ですが、次の使用はできません。
 - ・登録証の内容を改変した使用（ロゴマークや公式キャラクター単体での使用など）
 - ・商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービスへの使用等、収益をあげることを目的とした使用

5.登録企業・団体名の公表等

- (1) 登録時に入力いただく「企業・団体名称」、「事業所名」、「所在地」、「企業HPのURL」及び「実践するTDMの取組」は、万博TDMパートナー登録制度専用ホームページ等で公表させていただきます。また、大阪府・大阪市が運用するソーシャルネットワークサービス（SNS）やメールマガジン等でも紹介させていただく場合があります。
- (2) 公表等に伴い、事務局から内容確認させていただく場合があります。
- (3) 以下の事象が生じた際は、公表の対象になりません。また、公表後に以下の事象が発覚した場合は事務局の判断で公表中の内容を削除します。
 - ・参加要件を満たしていないことが判明した場合
 - ・申請内容に虚偽の内容が含まれることが判明した場合
 - ・事務局が不適切と認める場合
- (4) 登録時に入力いただいた情報は本制度にのみ使用いたします。ただし、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会及び、登録時に入力いただいた団体等が所属する経済団体に対し、情報提供をさせていただきます。（ただし、登録時に入力いただく「ご担当者情報」を除く）
- (5) 「TDMの取組概要」資料作成や「2025年大阪・関西万博 交通円滑化推進会議※」での発表をお願いする場合がございます。

※ 2025年大阪・関西万博 交通円滑化推進会議

<https://www.city.osaka.lg.jp/banpakusuishin/page/0000587742.html>

6.事務局

大阪府・大阪市万博推進局整備調整部

〒559-0034 大阪市住之江区南港北二丁目1-10 ATCビルO's棟北館4階

TEL 06-6690-7731

Mail banpaku-seibi01@banpakutdm.jp

今後、事務局の一部を大阪府・大阪市万博推進局整備調整部から業者に委託することがあります。

7.附則

(附則)

この実施要領は、令和6年2月20日から施行する。

(附則)

この実施要領は、令和6年10月18日から施行する。